

まるさん合同会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること（子の看護休暇を含む）
女性社員・・・取得率を75%以上にすること

<対策>

- 令和 6 年 4 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため制度周知
- 令和 6 年 10 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標 2：年次有給休暇の取得率の目標設定およびその取得状況を労使間の話し合いの機会において確認する制度の導入

<対策>

- 令和 6 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得率の目標設定について検討
- 令和 7 年 10 月～ 制度導入

まるさん合同会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に 1 人以上取得すること（子の看護休暇を含む）
女性社員・・・取得率を 75%以上にすること

<対策>

- 令和 6 年 4 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため制度周知
- 令和 6 年 10 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標 2：年次有給休暇の取得率の目標設定およびその取得状況を労使間の話し合いの機会において確認する制度の導入

<対策>

- 令和 6 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得率の目標設定について検討
- 令和 7 年 10 月～ 制度導入